

## 大名家よりの使者と近世京都

—佐賀藩鍋島家の事例を素材に—

笹部昌利

〔要旨〕 本稿は、佐賀藩鍋島家より京都に派遣された使者の事例を素材に、近世の大名家と京都との政治的関係を考察するものである。特に佐賀県立図書館蔵鍋島家文庫に寄託収蔵される「京都御使者一順御記録」を用い、嘉永元年（一八四八）、孝明天皇の女御入内に際する祝儀の使者のありようについて紹介するとともに、政治的な観点から考察を試みた。

論じたのは、まず一つめに、大名家における宮廷社会への「慶事」の対応についてである。嘉永元年段階で、大名自身の上京がおこなえない状況において、大名家臣が大名の意思を代弁する使者として立てられた。予算面については、任命された家臣の個人負担が前提とされ、藩の会計からは「合力」すなわち補助金の形で補填された。任命された諸家においては、任命の榮譽に喜ぶ半面、費用の工面に悩まされることとなった。

二つには、「上京」または「入京」ということが、他の移動を旨とする行動とは大きく意味合いが異なることである。それは、供立ての規模の差異にもあらわれ、かつ、「合力」を求めた納富鍋島家の理由づけに見える、然るべき規模、作法に準じないなら、大名家のプライドに関わるとする意識にも表れる。

三つめに、大名家と縁戚公家との関係についてである。佐賀藩鍋島家の縁戚公家は、久世家と中院家であった。このことが、幕末期の政治構造にどのような影響を及ぼすのかを、今後の展望の意味を込めて、意見を述べた。

## はじめに

幕末期に京都は「政治都市化」していくと理解されて久しい。近世後期、天皇の政治的位置が浮上し、堰を切ったかのように上京してくる大名および大名家臣とそれにもなう武家人口の増加のありように、幕末京都が日本の政治の中心地であるとの認識がなされた。同様の認識は、先行研究においても、一般的な理解となっているが、たとえば鎌田道隆「幕末京都の政治都市化」<sup>(1)</sup>は、ペリー来航以後の外庄の高まりと朝廷の政治的関わりや大名家の上京事例に、近世京都の都市構造の変化をみる。

このような変容を強調する考え方には、近世京都が政治から縁遠い存在であり、京都に住まう天皇および公家が、徳川幕府によって作り出された「禁中並公家諸法度」によって学問への専念がなけば義務付けられ、政治から隔離された存在であるといった、従来の近世宮廷社会に対する考え方も影響しよう<sup>(2)</sup>。

江戸を「政治都市」、大坂を「経済都市」、京都を「文化都市」とする三都観は、われわれにとつてもはや通俗的な認識となつているが、この認識を前提として、近世後期に天皇の政治的位置は浮上し、加えて諸大名の頻繁な上京とそれにもなう屋敷の増加をその理由とし、幕末の京都が政治都市となつたと理解されてきたのである<sup>(3)</sup>。

本稿においては、佐賀藩鍋島家より京都に派遣された使者の事例を素材に、近世の大名家と京都との政治的關係を考えるとともに、近世京都の政治性についてもあわせて考えてみたい<sup>(4)</sup>。

## 1 近世京都と大名家

## (1) 大名家の役と京都

近世日本における政治の中樞が、徳川幕府の本拠地たる江戸であることは言うまでもないことであるが、当時の京都に政治的なエッセンスがなかったかといえ、それは否である。そこには、先に述べた三都観の通俗化が大きく影響していると考えられる。

徳川幕府による政治支配のもと、大名家は京都と関係を密にはできなかった。徳川將軍家が自己の權威の保証を、天皇に求め、「將軍宣下」によって權威の補完がなされて成り立っていたわけであるから、大名家を權威の源泉たる京都に近づけることは、原則としてあつてはならなかった。事実、西国の大名が江戸への参勤をおこなう際には、大坂に入った後、伏見から京を回避して大津に向かい、東海道を陸行して江戸に向かうことが、なかば通例となつていたことからわかりえる。

しかしながら、大名家と京都との関係が無になることはなかった。そのような関係は、従来論じられてきたような、京文化の地方への波及性についてのみいえるのではなく、朝廷儀礼への政治的関与が、徳川將軍と大名との軍役執行の観点からなされていることから、そういうものである。

大名家は、朝廷に対し使者を派遣した。その数こそ頻繁ではないが、大名自身の官位昇進の礼を述べる際や、天皇家に天皇即位や女御入内などの慶事があつた際には、祝儀の使者を京都に派遣した。<sup>(5)</sup> むろん、あくまで徳川幕府の定めた公儀役の一環であつて、大名家の積極的な意思からでたものではないが、大名の意思を帯びた使者が京都に向かい、京都において朝廷儀礼に参加する。このような朝廷儀礼への参加は、近世期におい

てどのような手続き、段取りを経てなされていたのか。この疑問を解くことは、筆者が明らかにしたい幕末政治の基礎構造を明らかにする作業になりえると考える。ただ、このような観点から考察された研究はないといつてよい。その理由としては、大名家側の史料に、近世京都に関わる史料の伝存が絶対的に少ないことも影響しようが、筆者は、鳥取藩池田家、佐賀藩鍋島家、龍野藩脇坂家などの藩政史料群より大名家臣の上京記録を確認した。

## (2) 佐賀藩鍋島家の「京都」関連史料

ここでは、佐賀藩鍋島家文書のなかにおいて、大名家と京都の関係がうかがえる史料を紹介しておきたい。ただし、公益財団法人鍋島報効会が所蔵管理し、佐賀県立図書館に寄託収蔵されるマイクロ複製史料から抽出した情報であることを断っておく。

「京大坂其外御役人方江御進物定式」(No.八六二―一二)は、烏丸通四条下ル西側に所在した京都屋敷詰人員のための京・大坂における幕府役人への進物マニュアルである。状況に応じた進物の例が記載される。

「元禄四年 京都御屋鋪頭人に付、牛島源藏江年寄中々相渡候控」(No.三二六―一三)は、元禄年間に新装された京都屋敷の代表者たる「頭人」すなわち京都留守居の牛島源藏に、藩重役から言い渡された案件についての書き上げであり、主たる内容は「京都御進物方」についてである。たとえば「献上」とは、禁裏・院中、御三家・老中・年寄に対する進物のレベルを指し、「中上」とは、京都所司代、奏者番・諸役人への進物、「並」とは、京都町奉行、僧侶などへの進物、「並下」とは、京都町奉行所の与力や鍋島家中の者への進物であり、それぞれ、品目、数量が決められていた。

「元禄三年 京都屋敷掟」(No.三二四一七)、「元禄三年 京都屋敷科代之条々」(No.三二四一八)は、前記、京都屋敷中における生活、行動に関する禁止事項についての書き上げである。

「京都一件二付御贈答其外留書」(No.九一〇一)は、文久二年(一八六二)から翌三年における藩主鍋島直正(閑叟)の上京に際して、直正と公家、特に鍋島家の縁家である久世通熙との往復書翰の写しである。また「御出京日記」(No.〇二二一六〇)は、直正の上京に随行した側役の役務記録である。特に側役鍋島河内による藩主上京の準備作業(「京都手入」)について記される。

さて、本稿の根拠史料となる「京都御使者一順御記録」は、嘉永元年(一八四八)九月から、嘉永二年二月にかけて、鍋島主馬(本藩着座納富鍋島市佑の子、領地高六〇〇石)が、「女御(九条尚忠六女、のち英照皇太后)入内」に際し、祝儀の使者として上京した折に作成された覚書であり、主馬に同行した納富鍋島家の祐筆が記したものと推察される。鍋島家の代表として上京するにあたり、その準備過程および上京に際しての納富鍋島家中の意識や、上京後の公家、在京幕府役人との交際について記されており、大名家による「上京」の作法や実態がうかがえる興味深い史料といえる。<sup>6)</sup>

## 2 嘉永元年の女御入内と使者

### (1) 使者派遣の準備

嘉永元年十二月、左大臣九条尚忠の娘夙子(あそこ)が孝明天皇の女御として入内することになり、京の公家社会のみならず徳川幕府、大名家においてもその対応に迫られることになる。

嘉永元年九月二十七日、家老職の鍋島安房より着座家納富鍋島市佑の子、鍋島主馬に女御入内に際する使

者の命が下る。納富鍋島家においては、当然のことながら、供立て（従者の人数）、スケジュール（九条夙子入内の日と佐賀を出立する日）に加えて、「合力」すなわち藩からの補助金がいくら計上されるのが懸案事項となる。

そこで、まず、弘化四年（一八四七）八月、孝明天皇即位の際の使者を先例とし、最初の見積もりが算定された。早速、同日のうちに納富鍋島家は使者旧例を持つ本身の家老鍋島主水家（領地高三〇〇〇石）に使者相浦来助を派遣して伺いをたてた。

- 一 御主従御人数之事 「付紙主従三拾人、乗馬壹疋ニ而罷越候様御差図相成候事」
  - 一 御出立ニ付御合力員数之事 「付紙正定銀拾壹貫五百目宛之内、式分半引ニて正味銀八貫六百式拾五匁ツ、被相渡候事」
  - 一 別段御合力御座候哉之事、附員数之事 「付紙依頼金百五十両渡シ被下候事」
  - 一 御願之末御取替等差出候哉之事、附右同断 「付紙再三之末近年数度之旅動難渋無撻旨を以、金百両御取替被差出候事」
  - 一 大坂之方ニ而御渡方御座候哉之事 「附右同断」
  - 一 同所ニ而御願ニ而被差出候廉御座候哉之事 「附右同断」
  - 一 彼地御引払之節御合力御座候哉之事<sup>7)</sup>
- 問い合せ事項について、それぞれ付紙が貼られ、質問事項への応答がなされている。供立てについては、三〇名とし、乗馬一疋の使用が許されたこと。藩から補助金については、銀八貫六二五匁ずつ支給とのこと。また「別段御合力」、補助金の予備費用として金一五〇両が支給されるとある。また移動による出費が高額に

のぼるため、金一〇〇両の「取替」、すなわち費用の立て替えがなされた。

その後、使者勤めにかかる費用についての調査は続けられ、「前方文化文政の度は別御用にて大坂被差越置候人より右御使者勤相成居、近例無之に付、当節の儀無扨寛政の節被相寄」と、寛政二年（一七九〇）十二月、それより二年前の天明八年（一七八八）、いわゆる「天明の大火」によつて焼失した禁裏および仙洞御所の造営が終了した際の祝儀の使者の先例に従うようが御納戸役福田兵太夫から提示された。<sup>8)</sup>

これによると、銀八貫目が佐賀を出立する際の補助金、また道中の費用として、一貫六〇〇目が支給され、しめて九貫六〇〇目が支給されることが暫定的に決まった。「調子」とあるのは、人足賃銀などの内訳を指すが、供立て一四人にて、佐賀から大里（現、北九州市門司）まで銀一一九匁七分、人足駄賃三五匁六分三厘、大坂までの船の手配も「八反帆」船一艘（二六〇匁）が貸し切られ、船中における食事代一九九匁九分二厘、しめて六二五匁二分五厘が支給されることになった。また、大坂および京都における人足の雇用および乗馬の借用についても大坂屋敷がおこなうこととなった。十月七日には、佐賀藩の京都および大坂屋敷に対して、書簡が送られ、行列、参内の折の装束、武家道具の手配につき問い合わせがなされている。<sup>9)</sup>

しかし、藩財政が厳しき折、藩からの補助金支出も削減される。史料中「但、二分半引」つまり額面の二五パーセントが差し引かれ、出立に際する補助金は銀五貫二五〇匁となり、嘉永元年の物成代より支給されることになった。

京都・大坂との間の交渉により、道中、参内に必要な物品の準備が進んでいくなか、上京にかかる大まかな経費を割り出した納富鍋島市佑家は、十月十四日、成富十左衛門以下、着座衆に対し書状を呈し、補助金の加増を求め<sup>10)</sup>る。

私倅主馬儀、今般京都御使者被仰付候ニ付、為御合力廉々ニ而、正定銀拾三貫六五〇  
 匁より式分半引ニ而被渡下候度、承知仕難有次第奉存候、然上は何角難申上奉恐入候  
 得共、前方勤相成候向々段々承諾候処、先以伏見より京都迄之処不相応之行列向ニ而  
 看板一通りハ不及申、為持道具等も過半於彼地手当仕候半而不相叶、且若党其外若服  
 ニ到迄御並方見合ニは是非取繕候半而ハ一時之混合ニ而觀美之事といたし少も鹿路仕  
 候通りニ而は御外聞ニも相懸候由、殊ニ滞在中ハ日々之様外勤仕而巳ならず、両御殿  
 御家臣其外小屋出入等も不少趣相聞（中略）御合力丈共ニ而引足候儀無御座、（以下略）  
 鍋島主馬の使者勤めに際して、「銀拾三貫六五〇匁より式分半引」、すなわち一〇貫二四〇匁が補助金として  
 下されることになったが、伏見から京都に至る道中の行列は、他の大名に比して、遜色ないものにするべき  
 である。休憩、休泊の折に用いる「看板」は勿論、随行の「若党」に持たせる道具、装束も「觀美」にしな  
 ければ、「外聞」にもかかわることを理由にさらなる補助金の加増を求めている。結果、同月二十五日、藩当  
 局は、京坂において要される費用の増額を認めた。

## (2) 京都屋敷の業務と使者

使者勤めにかかる費用とともに、京都における供立てについても議論がなされた。嘉永元年十月十七日、  
 着座衆より佐賀藩京都留守居に宛てた書状によって、「京都御入内ニ付、鍋島主馬儀主従十四人御使者被仰付  
 被差越候付、於其許廿五人満合候丈之出人、偕又乗馬借人」については、「文政之度」すなわち文政八年  
 （一八二五）九月、仁孝天皇女御入内に際する使者に準ずるものとされた<sup>11</sup>。この折に使者を勤めたのは、藩士



小山平五左衛門であり、伏見―京都間の供人数は、案内人である「下座見」、「足軽」を含めて六十八人、京における公家屋敷廻勤の折には四十二人であった。伏見―京都間の行列のありようは、「荘厳」で「威厳」あるものでなければならぬ。使者一行は伏見で旅装を脱ぎ捨て、装いを儀礼儀式に対応しうる高価なものに改め、供揃の規模も倍増される。

人足の手配および装束、武家道具の購入および借用など、国許からの使者の対応に当たるのは、京坂に滞在する大名家の役人であった。大名家の大半は、京都および大坂に屋敷を有し、京には京都留守居、大坂には大坂蔵役があり、それぞれを補佐する下役とともに勤務した。大坂蔵役については、大坂蔵屋敷に出入りする物資流通の管理と、大坂商人への借銀工面が主な職務となるが、京都留守居については、従来問われてきたような文化伝道の側面より、むしろ朝廷儀礼に対する政治的関わりをもって捉えるべきである(図1)。

鍋島主馬上京にあたって、京都留守居丹羽嘉左衛門および京都屋敷納戸役古賀権左衛門より書状によって、京都の情勢が報じられる<sup>12)</sup>。

まず、京都留守居からは、幕府要職者の上京への対応、「関東より御使向(老中酒井左衛門尉忠発)」が嘉永二年「正月廿六、七日之内御着」

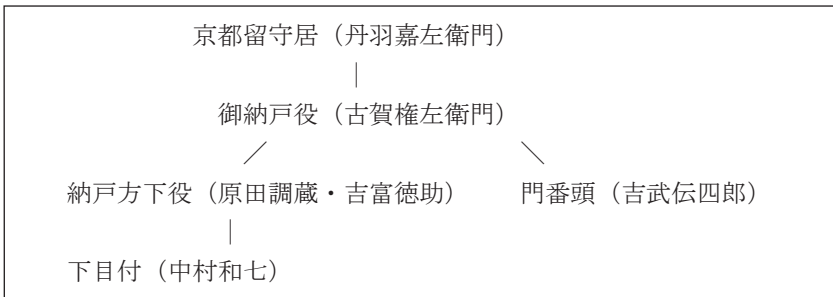


図1 佐賀藩鍋島家の京都屋敷のシステム

のため、鍋島主馬は老中入京以前に上京するよう求められるとともに、関白鷹司政通が辞意を表明しているといった、宮廷社会のありようが報じられている。さらに、京都屋敷納戸役古賀権左衛門よりは、使者上京にあたって必要な「借人物」の件につき、早速手配にかかる旨が報じられるとともに、「女御入内」の期日が嘉永元年十二月十五日の「午刻」（正午）に治定したことが知らされている。<sup>(13)</sup>

### (3) 大坂への道、京への道

京からの連絡を受けて、上京の段取りが進んでいく。まず行程であるが、佐賀城下より豊前国大里宿までは陸行、大里宿浜よりは借用した帆船によって移動して大坂へ赴き、大坂より伏見までは、便船にて移動、伏見より京都の道中は、前述のとおり、「莊嚴」に陸行するという行程となった。大名参勤時も大坂までは海路、乗船するため、使者の折も同じルートがとられたことがわかる。

次に、佐賀・大坂間「供立」が決定される。内容は図2のとおりである。

上段左が先頭、中段左から右、下段へと続いていく。一見して、参勤行列の大名部分のみを切り取ったような形態であり、使者とはいえ、駕籠周りに六人もの小姓を配備している。鉄砲、鎗などといった武家道具による武装はなされていない。この供立ては次の人員によって編成された。判明している人員のみ挙げれば、「供頭」に相浦五郎左衛門、「小姓」は、納富寛平、相浦采助、白井次郎、佐野虎蔵、他二名、「歩行」は古川卯左衛門、秋山金大夫、荷物を担ぐ「中間」に仁比利助、高浜徳五郎、手塚貞助らである。

嘉永元年十二月二十三日に佐賀城下を発った一行は、陸路で豊前大里を経由し、嘉永二年正月二日、大坂蔵屋敷に至る。佐賀藩の蔵屋敷は、「天満十一丁目下半町（現、大阪市北区西天満二丁目）」に立地した。佐

賀藩蔵屋敷は船入りを完備し、大坂に所在した蔵屋敷のなかでは格段に大きな規模であった。<sup>(14)</sup> 一行の到着に先んじて、供頭相浦五郎左衛門が蔵屋敷に至り、「御屋敷内住居」の件につき相談した。しかしながら困ったことに、江戸留守居で鍋島一門の神代鍋島左京が先着、滞在中であった。「差合」、いわゆるダブルブッキングの状況となってしまうのである。大規模な蔵屋敷において、少々の「差合」は問題ないものと思われたが、同月三日、「御屋敷内御引越役所之際ニ御住居」することになり、蔵屋敷付近に所在した花屋仁兵衛宅に投宿することになった。同月五日、相浦五郎左衛門と白井次郎は、京都屋敷へ赴き、先に依頼しておいた品物の準備状況および入京を果たす日時につき相談をおこなった。結果、使者の入京は正月十日に決定し、相浦らは一旦、大坂に向かい、主馬一行に合流した。

大坂滞在時の主馬は、蔵屋敷に滞在こそできなかったものの、大坂屋敷の人間にもてなしを受けている。正月五日には、「うどん」を食し、六日には、天王寺に参詣し、住吉に赴いて、「公儀之御船蔵二出、三代將軍家光公御乗船

御具足櫃 2人	御挾箱 1人	御挾箱 1人	御小姓	御小姓	御小姓	御継
御対継	御歩行	御歩行		御駕籠	陸尺 4人	
御対継	御歩行	御歩行	御小姓	御小姓	御小姓	御継
御長柄傘		口取				
	御茶弁当	御牽馬	杓籠	御杓掛 1人	御杓掛 1人	
御草履取		口取				
	若党 1人					
合羽籠 3人	御供頭 (乗馬)					
	継持 1人					

図2 佐賀 - 大坂間供立

二相成候御船」を見物している。七日には、蔵屋敷に程近い、「天満宮」(現、大阪天満宮)に参詣している。<sup>(15)</sup>

正月九日、早暁に大坂を出発した一行は、同日に伏見に至り、佐賀屋七右衛門宅に投宿した。一行を迎えたのは、京都御納戸役の古賀権左衛門と、下役の原口調蔵であった。佐賀屋を訪れたのは、入京のための準備、供立てについての相談であった。

伏見から京都屋敷の人員が使者たちをリードする形となる。伏見で雇用了人足を含めた行列は図3のとおりとなる。

一段目「下座見」が先頭から右へ、二段目、「御小姓」へと続き、三段目、「御長柄傘」から右へ、四段目「御留懸」から列末へと至る。京都で調

下座見 1 人	御具足櫃 2 人	対御箱 4 人 (手代入り)	対御台 2 人
対御継 4 人 (手代入り)	御歩行 6 人 (内、御刀筒持人 2 人)	御打物 1 人	
御小姓	御小姓	御小姓	御継
	御駕籠	陸尺 6 人	3 人(手代入り)
御小姓	御小姓	御小姓	御継
御長柄傘 1 人	御草履取 2 人	御挟箱一対 4 人 (手代入り)	
		口取 1 人	
御茶弁当 1 人	馬物入持 1 人	御牽馬	沓籠一荷 1 人
		口取 1 人	
			若党 1 人
御留懸二荷 2 人	合羽籠四荷 5 人	押 2 人	御供頭乗掛
			継持 1 人
			草履取 1 人

図3 伏見-京都間供立

えられた武家道具が行列に加わり、これを雇い入れた人足が担ぐ。この人員が大幅に増えていることがわかりえよう。また、伏見から地理情報に長けた「下座見」<sup>げざみ</sup>が加わる。文字通りの意味からいえば、「下座見」は通常、屋敷門前を通過する門番の下役を指したが、ここでは道先案内役として雇用された人足である。このように大名京屋敷は、大名家と京を繋ぐ役割を果たすが、その規模は大名家ごとに、一様ではない。佐賀藩鍋島家については、前出、図1のような組織となる。

### (3) 京都における使者と勤め

公家邸宅への訪問、京都の有力寺院との関係維持、京都所司代への使者入京の届出、そして禁裏への参内期日の折衝など、京都留守居以下京都屋敷の面々を取り仕切る。嘉永二年正月十日、四条烏丸下ルに所在した佐賀藩京屋敷に到着した鍋島主馬一行は、京都留守居の取り決めたスケジュールに従い行動することになる。

主馬の使者としての任務は、京都および近郊に所在する鍋島家と縁のある寺院への参詣、公家諸家への廻勤、そして祝儀のための参内ということになる。時系列的に見ていこう。

まず、正月十三日、主馬らが訪れたのは近江坂本に所在した比叡山西塔の学頭寺院である正観院と「三井寺」と通称され天台宗門宗の総本山園城寺であった。十七日には、日吉山王社、比叡山延暦寺を参詣し、八瀬を経由して、上賀茂社、下鴨社に詣でている。

つづいて、公家諸家への廻勤である。史料上、「御勤」とあり、使者の重要な公務であることがわかる。準備として京都留守居が京都所司代へ届け出、許可を得たのち、諸家への訪問がなされている。公家への廻勤

をとりなした京都所司代酒井若狭守忠義へは、正月二十一日、「煎海鼠一箱」を献上し、御太刀・御馬代が進上されている。その後、武家伝奏であった坊城俊克・三条実万、京都町奉行であった水野下総守、明楽大隈守、禁裏付武士の内藤安房守へも廻勤され、その後、久我・飛鳥井・甘露寺・堀河・姉小路・藪・野宮・油小路・清閑寺・綾小路家への「御勤」がなされた。なかでも、度重ねて「御勤」がなされたのは縁戚公家（縁家）であった久世家と中院家であった。使者が赴いたすべての公家には、あらかじめ決められた献上物が贈られるが、なかでも近世初期以来の血縁関係を有する中院家と久世家は「両殿」と称され、格別の対応がなされた。久世家は子女が五代藩主宗茂の正室に入っており、九代藩主斉直の女は「少将」久世通熙の側室となっている。史料上、「久世前大納言」と記されるのは、久世通理であり、正室は八大藩主鍋島治茂の女であった。中院家は、子女が三代藩主綱茂の側室に入ったのを始めとし、八代藩主治茂の娘が「中院前侍従」通繁の側室となっている。

幕末期における大名家の政治運動を考えるうえで、縁戚公家（縁家）の存在は重要である。文久二（一八六二）年末以降、諸大名の上京が頻繁におこなわれるようになると、入京の窓口となるのは縁戚公家であり、同家の延内における権威、求心力の有無がそのまま大名家の政治動向の緩急に大きく関わってゆくからである。<sup>16</sup>

たとえば、文久二年（一八六二）閏八月、朝廷から大名家に下された国事周旋の命を考えてみよう。朝廷は、諸外国への対応をめぐる世情不安に苦慮し、「公武一和、万民一致」で国難に取り組むことのできる状況とするよう大名家に周旋を求める。命じられたのは、仙台藩伊達家、肥後藩細川家、福岡藩黒田家、芸州藩浅野家、佐賀藩鍋島家、岡山藩池田家、津藩藤堂家、阿波藩蜂須賀家、久留米藩有馬家、薩摩藩島津家、長州藩毛利家、土佐藩山内家の一二家である。これらの家が近世を通じて保ってきた宮廷社会との政治的関わり、大名家は

有するステータス（侍従以上）、縁戚公家の宮廷内での位置などをふまえて考察すれば、朝廷側の一方的な積極的政治意思の表れとのみ解することのない、あらたな論点が提示できよう。

さて、女御入内にかかる祝儀参内についてである。まず幕府「上使」である酒井左衛門尉忠発が高家の畠山長門守義宣とともに正月二十七日に入京し、同月晦日に参内をおこなう。鍋島家においては、「御参内首尾好相済珍重御事」と「上使」参内への祝辞を述べている。使者である主馬の参内は、京都所司代より口達が下され、嘉永二年二月三日となった。以下、同日条の日記である。

同三日、少々雨降り晴ル。今日御参内二付、五ツ前より日野様御殿御出御屯御差図之上、唐御門より御上り御下りハ御台所御門也。惣而御献上物彼是女御様之方とも相済候儀、七ツ過夫より御所司代両伝奏御上使え御廻勤。暮比御帰り、御行列之儀は廿一日と同様、尤今日ハ御献上物入御長持其外御先二立、大石又蔵殿御手明鐘・足輕等一列二行列三而参候二付、余程賑々敷有之、尤御小姓之外二六人共上下着用之事（以下略）<sup>(17)</sup>

同日は雨天で、あいにくの天候であった。このような事態に際して、参内作法の指導にあたったのは、日野家であった。当主、日野資敬が主馬に諭した「心得」には「雨天」の際における従者の雨具使用許可の他、中立売御門の外で「乗物牽馬」は降りて、残しておくこと。参内人員は主馬の他、「惣御門より内」へは「若党六人 草履取一人 挟箱一人」、「唐御門より内」へは「若党一人 草履取一人」とせよ。さらに参内が混み合った折には、「喧嘩口論等」ないように心がけよと命じられた。<sup>(18)</sup>「五ツ前」（午前八時ごろ）禁裏御所唐御門より参内した主馬は、御台所門より退出し、「七ツ過」（午後四時過ぎ）より、京都所司代、武家伝奏、幕府上使を廻勤し、日暮に帰館したとある。献上物を多分に運んだ行列は、賑やかであり、廻りの小姓衆は、

上下を着用して使者をサポートしたとある。同記録からは禁裏内の様子が読み取れないが、「非蔵人日記」嘉永二年二月三日条には、次のようにある。

三日壬寅御入内御祝儀加賀宰相中将以下諸大名侍従以上四十四家之使者長上下参上、于奏者所也、附武士謁之附武士奏者所東之間ニ西面取次以下西之間南面伝奏雜掌同間北面着座、使者西間之東敷居辺迄参進、御太刀目録居台献上口上申述、附武士返答之後同列○非蔵人引入参台殿中之間ニ置之<sup>19)</sup>

大名家の使者は、加賀藩前田家の他、四十四家から出され、禁裏附武士のいざないによって、「西間之東敷居辺」へ進み行き、同所にて「御太刀目録」を献上し、祝言を述べている。

使者鍋島主馬の参内は滞りなく済み、翌四日、武家伝奏三条実万邸へ訪問した折、孝明天皇よりの「勅答」を頂戴するための再度参内が指示され、同月五日に参内し、「勅答」が下された。

嘉永二年二月八日、一通りの使者任務を遂行した鍋島主馬は京を発つ。この日の天気は雨であり、記録には「御京着之節も雨天、又此節も雨天」とある。参内の折も雨天であったことから、天候に恵まれない上京となった。伏見の佐賀屋に戻って、京都での購入物、要した借入物の代銀が支払われ、翌九日、平等院へ参詣、宇治より三十石船にて大坂へ向かい、同十日、十一日は、大坂市中の見物にあて、二月十二日、大坂を出立した一行は二月二十一日、佐賀に到着した。

納富鍋島主馬の使者勤務は、予算、儀礼、外交と様々な問題をクリアし、遂行された。主馬自身がまだ家督相続間もない若い人材であり、この使者任務は彼自身の経験値を上げるためになされたという面も否めない。主馬の例のみならず、また、このような大名家使者の上京は、天皇家における慶弔の度ごとに執行されたとみてよい。



嘉永元年の女御入内の折に使者を派遣した大名家は、前出「非蔵人日記」によれば「大名侍従以上四十四家」であり、また「俊明卿記」には参内した大名家の使者について「二十万石以上并侍従以上」とあり、使者参内の規定がなされていることも、天皇と大名家の関係性をうかがううえで興味深い。<sup>20</sup>

近世の天皇および宮廷社会は、徳川將軍家と大名家との政治的關係、いわゆる幕藩体制の枠外に置かれ、枠外から將軍権力を補完する存在として認識されてきた。しかし、執行された天皇家の儀式への参加の是非は、諸大名の付与された官職によってあらかじめ決められている。確かに、武家官職は徳川將軍が天皇に申請し、大名に付与されるものではあるが、朝廷にとって大名の官職は、朝廷からみた大名家の尺度であるように考えられる。

このように考えるとき、近世の武家と公家をめぐる政治關係には、天皇と徳川將軍、徳川將軍家と大名家、天皇および朝廷と大名家という、複線的な政治的枠組みが存在する。大名と天皇および公家の關係を捉える際には、近世後期、天皇が政治的に浮上し、高揚した天皇權威に対して、大名家が尊崇の念を抱き、働さかけをおこなう、いわゆる大名家の「尊王」、「朝臣化」と解釈されてきたが、天皇と大名家の關係は幕末期に密になったとして、その枠組みは朝廷儀礼への参加にみられるように近世を通じて存在している。この前提をふまえ、幕末期における大名家の上京と国事参加は再考されるべきである。

### むすびにかえて

本稿は、京都と大名家の政治的關係を捉え直すための、一つの試みであり、それは未だそのきつかけとなるにすぎない作業であったが、以下の点について論じた。

一つめに、大名家における宮廷社会への「慶事」の対応についてである。嘉永段階で、大名自身の上京があらゆるさまにおこなえない状況において、大名家臣が大名の意思を代弁するべく使者が遣わされた。予算面については、任命された家臣の個人負担が前提とされ、藩の会計からは「合力」すなわち補助金の形で補填された。任命された諸家においては、任命の荣誉に喜ぶ半面、実際の費用の工面に悩まされることとなった。

二つには、「上京」または「入京」するということが、他の移動を旨とする行動とは大きく意味合いが異なることである。それは、本稿でも述べた供立ての規模の差異にもあらわれ、かつ、「合力」を求めた納富鍋島家の理由づけに見える、然るべき規模、作法に準じないなら、「御外聞にも相懸」かるとする意識にも表れよう。渡辺浩氏は、行列によって生成される荘厳性と、これを彩る装飾品、すなわち「家具・従者・荷物・衣装等の全てが舞台装置・大道具・小道具となつて威信の系列を表象」すると述べ、これが武士によって差配される社会システムを維持する方向に働いたと論じたが、京に向かう使者の規模、装束への気配りが、単なる大名家間の牽制的意思を越えたところにおいて志向されていると考へる。

三つめに、大名家と縁戚公家との関係についてである。幕末期における大名家の政治運動が、宮廷社会に所在する縁戚公家の政治的位置・発言力に大きく依存していることである。このことは、文久年間、大名家の国事周旋が活発になされていた時期に、佐賀藩鍋島家の国事運動が効果的になされなかったことについてもいえることである。文久二年八月七日、名君として名高い佐賀藩主鍋島直正（閑叟）が縁家久世通熙に宛てた書翰に「国家周旋之義、黒田・細川両家え御内沙汰有之候趣ニ候、就而は隣国之人々御内沙汰御座候而弊藩え御沙汰無之候様ニ而も如何、去迎拙方差支之程も難計漫ニ被仰下候而、却而当惑心配仕候而も如何ニ被思召<sup>②</sup>」と問うのは、隣国の大名家へは下されている「内勅」が、鍋島家には届いていないことへの疑念だけ

でなく、幕末期に長きにわたり議奏職に任じられた縁家の久世家への一層の尽力を求めるものであった。中院家当主で、議奏加勢の中院通富に対しても同様の思いを抱かれたであろう。筆者は、中院通富の宮廷社会における主導性の創出が、慶応末年の鍋島家の政治的浮上を誘発したと考えるが、この論証は本稿の目的を超える。機会を分け、検討したい。

## 注

- (1) 鎌田道隆「幕末京都の政治都市化」(『京都市歴史資料館紀要』一〇、一九九二年所収、のち同著『近世京都の都市と民衆』思文閣出版、二〇〇〇年)。
- (2) 京都市編『京都の歴史』七、維新の激動(京都市、一九七九年)を初めとする自治体史研究を拠り所とした日本近世の理解において、未だに顕著である。またこの理解を超えようとする研究は、朝暮研究会の諸氏によつて旺盛になされていることも付言せねばなるまい。
- (3) 従来的な三都観を相対化する見方は、園田英弘『みやこ』という宇宙——都会・郊外・田舎』NHKブックス、一九九四年)より教えられたところが大きい。
- (4) 素材とする佐賀藩鍋島家についての研究は、藤野保氏を中心になされた業績『佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八一年)、『統佐賀藩の総合研究』(吉川弘文館、一九八七年)という大部な先行研究が藩政史研究の水準となっている。近世後期から幕末史にかかる財政、軍事にかかわり、木原溥幸『幕末期佐賀藩の藩政史研究』(九州大学出版、一九九七年)がある。
- (5) 大名家からの使者派遣の観点から、朝尾直弘「井伊直豊の京都上使」(彦根藩資料調査研究委員会編『譜代大名井伊家の儀礼』(サンライズ出版、二〇〇四年)および井伊岳夫「京都上使をめぐる井伊家と領民」(同前書)が、天皇家慶事の折の彦根藩主の上使発向について検討している。
- (6) 本稿は、史料根拠の多くを「京都御使者一順御記録」(佐賀県立図書館蔵鍋島家文庫 No.〇二二二二二八)に求められている。以下「使者記録」とのみ記すことにする。
- (7) 同右、「使者記録」。

- (8) 「使者記録」。
- (9) 「使者記録」。
- (10) 鍋島市佑「口上覚」(成富十左衛門ほか着座衆宛て)「使者記録」所収。
- (11) 「使者記録」。
- (12) 京都留守居役については鳥取藩池田家の事例を検討している。拙稿「京よりの政治情報と藩是決定―幕末期鳥取藩池田家の情報収集システム―」(家近良樹編『もうひとつの明治維新』有志舎、二〇〇六年)を参照されたい。
- (13) 「使者記録」。
- (14) 宮本又次「佐賀藩屋敷について」(同編『大阪の研究』三、一九六九年所収)「旧佐賀藩大坂蔵屋敷船入遺構調査報告」(大阪市文化財協会編、一九九一年)。
- (15) 「使者記録」。
- (16) 井上勝生「幕末公家の政治空間―縁家を中心に―」(笠谷和比古編『公家と武家』Ⅱ「家」の比較文明史的考察、思文閣出版、一九九九年)、清水善仁「江戸時代の縁家について―武家から公家への助力金を中心に―」(『中央史学』二八号、二〇〇五年)など。
- (17) 「使者記録」。
- (18) 「使者記録」。
- (19) 宮内庁編『孝明天皇紀』一卷(平安神宮、一九八一年)七九一頁。
- (20) 同右。
- (21) 渡辺浩「御威光」と象徴―徳川政治体制の一側面(歴史における文化―シャリヴァリ・象徴・儀礼)―(『思想』七四〇号、一九八六年。のち同著『東アジアの王権と思想』(東京大学出版会、一九九七年に再録)。
- (22) 「京都一件二付御贈答其外留書」(佐賀県立図書館蔵鍋島家文庫 No.九二〇―二)。